

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

ドコモ・データコム株式会社と日本データコム労働組合は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で、ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者、その他の情報処理技術者等、および通信・情報システム営業員の業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2. 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
3. ドコモ・データコム株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金の構成は、給与規程第3条および職能給制管理職給与規程第3条に準ずる。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給および賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次に掲げる条件を満たしており、別表1のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和4年8月26日付職発 0826 第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(厚生労働省)」の「当該職種」とする。

- (2) 地域調整については、就業地が東京に限られることから、通達別添3に定める「地域指数」の「東京」により調整とする。

2. 基準外賃金については、基本給および賞与とは分離し、第5条第1項のとおりとする。
3. 通勤手当については、基本給および賞与とは分離し、第5条第2項のとおりとする。
4. 退職手当については、基本給および賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給(基準内賃金)の決定方法は給与規程第2章および職能給制管理職給与規程第2章に準ずるとし、賞与の決定方法は給与規程第4章および職能給制管理職給与規程第4章に準ずるとし、次の各号に掲げる条件を満たしており、別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

Aランク : 20年

Bランク : 10年

Cランク : 5年
Dランク : 2年
Eランク : 0年

2. 第7条による対象従業員の人事評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積および能力の向上があると認められた場合には、職能加給または成果給の昇給、賞与の業績評価額支給することとする。

第5条 対象従業員の基準外賃金については給与規程第3章および職能給制管理職給与規程第3章に準じ、法律の定めに従って支給する。

2. 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第6条 対象従業員の退職手当の決定方法は、退職金規程に準ずる。

なお、退職手当は次の各号に掲げる条件を満たしており、別表4のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は、別表3と比較し同年数以下であること。

別表3は、退職手当の受給に必要な最低勤続年数(通達別添4に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職および会社都合退職のいずれも3年))を示す。

- (2) 退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数は、別表3と比較し同月数以上であること。

別表3は、退職時の勤続年数ごとの支給月数(通達別添4に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大学卒の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を掛けた数値として通達に定めるもの)を示す。

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 基本給の決定は、半期ごとに行う人事評価を活用する。人事評価は公正に評価することとし、その方法はキャリア面談マニュアルに定める方法を準用し、その評価結果に基づき第4条第2項を決定する。

2. 賞与の決定は、半期ごとに行う人事評価を活用する。人事評価は公正に評価することとし、その方法はキャリア面談マニュアルに定める方法を準用し、その評価結果に基づき第4条第2項を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、他の正社員と同一とし、社員就業規則に準ずる。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「ドコモ・データコム教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和 5年 3月 23日

ドコモ・データコム株式会社
代表取締役社長 村上 享司



日本データコム労働組合
中央執行委員長 日高 裕介



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(時給換算)
(基本給および賞与の関係)

No			基準値および基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
1	ソフトウェア開発技術者	職業安定業務統計の求人賃金の基準値	1,371	1,593	1,722	1,770	1,893	2,073	2,624
	地域調整	(東京) 114.3	1,568	1,821	1,969	2,024	2,164	2,370	3,000
2	システム運用管理者	職業安定業務統計の求人賃金の基準値	1,296	1,506	1,628	1,673	1,790	1,960	2,481
	地域調整	(東京) 114.3	1,482	1,722	1,861	1,913	2,046	2,241	2,836
3	その他の情報処理技術者等	職業安定業務統計の求人賃金の基準値	1,303	1,514	1,637	1,682	1,799	1,970	2,494
	地域調整	(東京) 114.3	1,490	1,731	1,872	1,923	2,057	2,252	2,851
4	通信・情報システム営業員	職業安定業務統計の求人賃金の基準値	1,310	1,522	1,645	1,691	1,809	1,981	2,507
	地域調整	(東京) 114.3	1,498	1,740	1,881	1,933	2,068	2,265	2,866

別表2 対象従業員の基本給および賞与の額(時給換算)

基本給額は、各等級の最低基準内賃金(※)とし、賞与額は各等級の標準評価の最低賞与額とする。
※6～7 等級の基本給額は深夜手当 10 時間相当分を除く額とする。

1. ソフトウェア開発技術者

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
A	7等級の職務	3,059～	892	3,951
B	6等級の職務	2,260～	775	3,035
C	5等級の職務	1,814～	513	2,327
D	4等級の職務	1,550～	443	1,993
E	3等級の職務	1,341～	396	1,737

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
3,000	20 年
2,370	10 年
2,164	5 年
1,969	2 年
1,568	0 年

2. システム運用管理者

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
A	7等級の職務	3,059～	892	3,951
B	6等級の職務	2,260～	775	3,035
C	5等級の職務	1,814～	513	2,327
D	4等級の職務	1,550～	443	1,993
E	3等級の職務	1,341～	396	1,737

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,836	20 年
2,241	10 年
2,046	5 年
1,861	2 年
1,482	0 年

3. その他の情報処理技術者等

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
A	7等級の職務	3,059～	892	3,951
B	6等級の職務	2,260～	775	3,035
C	5等級の職務	1,814～	513	2,327
D	4等級の職務	1,550～	443	1,993
E	3等級の職務	1,341～	396	1,737

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,851	20 年
2,252	10 年
2,057	5 年
1,872	2 年
1,490	0 年

4. 通信・情報システム営業員

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額
A	7等級の職務	3,059～	892	3,951
B	6等級の職務	2,260～	775	3,035
C	5等級の職務	1,814～	513	2,327
D	4等級の職務	1,550～	443	1,993
E	3等級の職務	1,341～	396	1,737

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
2,866	20 年
2,265	10 年
2,068	5 年
1,881	2 年
1,498	0 年

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)を乗じた数値として通達で定めたもの。

(退職手当の関係)

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年	定年
支給率(月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5	—
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6	16.3

別表4 対象従業員の退職手当の額

大学卒が3等級・B 評価のまま勤続した際の退職金を月数換算したもの。

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年	定年
支給率(月数)	自己都合退職	1.3	2.4	6.6	13.7	22.4	34.9	49.6	54.7	—
	会社都合退職	2.7	4.9	11.1	19.5	28.0	38.8	49.6	54.7	63.2

IIV

(再掲)別表3

勤続年数		3 年	5 年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年	定年
支給率(月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5	—
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6	16.3